

富士市介護保険住宅改修費の支給に係る受領委任払い実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の受領委任払い及び代理受領（以下「受領委任払い制度」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅改修費等 居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費をいう。
- (2) 居宅介護支援事業者等 居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者（地域包括支援センター）、小規模多機能型居宅介護事業者及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業者、複合型サービス事業者（看護小規模多機能型居宅介護事業者）をいう。
- (3) 住宅改修理由書作成者 介護保険施行規則第75条第1項第3号及び介護保険施行規則第94条第1項第3号に規定する書類を作成した者をいう。

(住宅改修費等の支給)

第3条 本市の居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者（以下「被保険者」という。）が、住宅改修を行う事業者で、この要領に基づく登録を受けた者（以下「受領委任払い取扱事業者」という。）により住宅改修を行った場合は、第14条に規定する代理受領により、住宅改修費等を支給する。ただし、法第66条の規定により支払い方法が変更されている場合は、受領委任払い制度の利用ができないものとする。

(受領委任払い取扱事業者の登録)

第4条 受領委任払い取扱事業者の登録は、住宅改修を行う事業者の申請により、事業所ごとに行うものとする。

(受領委任払い事業者の登録の届出)

第5条 代理受領の登録を受けようとする事業者は、介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録届出書（第1号様式）及び介護保険住宅改修費等受領委任払い制度に係る取扱確約書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による書類が提出されたときはこれを審査し、受領委任払い事業者として登録を行う。

3 市長は、前項の規定により受領委任払い事業者の登録を行ったときは、介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録通知書（第3号様式）により当該届出者にその旨を通知するものとする。

(変更の届出等)

第6条 受領委任払い取扱事業者は、事業所の名称及び所在地その他の登録時における届出事項に変更

があったときは、速やかに介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録事項変更届出書（第4号様式）により市長に届け出なければならない。

- 2 受領委任払い取扱事業者は、住宅改修の事業を廃止し、休止し、又は再開するとき若しくは登録を辞退するときは、速やかに介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者廃止・休止・再開・辞退届出書（第5号様式）により市長に届け出なければならない。

（受領委任払い取扱事業者の責務）

第7条 受領委任払い取扱事業者は、関係法令等を遵守するとともに、被保険者の心身状況等に応じて適切な住宅改修を行うよう努めなければならない。

（登録内容の情報提供）

第8条 市は、被保険者及び居宅介護支援事業者等に対し、受領委任払い取扱事業者の所在等について情報提供を行う。

（受領委任払い取扱事業者の登録の取消）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受領委任払い取扱事業者の登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 被保険者の求めにも関わらず、正当な理由なく受領委任払い制度の利用を拒否した場合
- (2) この要領に定める所定の手続を行わなかった場合
- (3) 受領委任払い取扱事業者の責に帰すべき事由により、被保険者の身体、財産等を傷つけた場合
- (4) 不正の手段により第4条の登録を受けた場合並びに住宅改修費等の請求を行った場合
- (5) 役員等が富士市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等あることが判明した場合
- (6) その他、市長が登録の取消について必要と認めた場合

- 2 市長は、前項の規定に基づき登録の取消を行ったときは、介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録取消通知書（第6号様式）により当該取消を受けた事業者に通知するものとする。

（支給申請書兼委任状の提出）

第10条 住宅改修費等に関して受領委任払い制度を利用する被保険者は、富士市介護保険に関する規則（以下「富士市規則」という。）に定める介護保険（居宅介護・介護予防）住宅改修費支給申請書に代えて、介護保険（居宅介護・介護予防）住宅改修費受領委任払い支給申請書（兼委任状）（第7号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅改修が必要な理由書
- (2) 工事費見積書（工事の内訳が記載されたもの）
- (3) 住宅改修工事着工前の写真（撮影日の記録されたもの）
- (4) 所有者の承諾書（住宅の所有者が被保険者本人と異なる場合に限る。）
- (5) 平面図

(住宅改修の事前審査)

第 11 条 市長は、前条の規定により提出された書類により改修内容の審査を行い、承認の可否を決定し、住宅改修費審査結果通知書（第 8 号様式）により住宅改修費等に関して受領委任払い制度を利用する被保険者及び受領委任払い取扱事業者に通知するものとする。

(住宅改修の変更等)

第 12 条 住宅改修費等に関して受領委任払い制度を利用する被保険者又は受領委任払い取扱事業者は、前条に規定する審査結果通知の交付を受けた後にやむを得ず工事内容を変更する必要がある場合、速やかに市及び住宅改修理由書作成者に連絡しなければならない。

2 住宅改修費等に関して受領委任払い制度を利用する被保険者は、前項に規定する変更が必要な場合、速やかに第 10 条に規定する支給申請書兼委任状及び必要な添付書類を提出しなければならない。

3 第 11 条の規定は前項の申請について準用する。

4 第 2 項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があると認められる場合には、住宅改修が完了した後に、第 10 条に規定する支給申請書兼委任状及び必要な添付書類を提出することができる。

(住宅改修完了届の提出)

第 13 条 受領委任払い取扱事業者は、住宅改修が完了した後すみやかに、富士市規則に定める介護保険（居宅介護・介護予防）住宅改修完了届に代えて、介護保険（居宅介護・介護予防）住宅改修受領委任払い完了届（兼請求書）（第 9 号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 住宅改修に要した費用のうち、被保険者が支払った額の領収書

(2) 請求書（工事の内訳が記載されたもの）

(3) 住宅改修工事着工後の写真（撮影日の記録されたもの）

(住宅改修費等の代理受領)

第 14 条 受領委任払い取扱事業者は、被保険者が住宅改修を行ったときは、当該被保険者からの委任に基づき、当該被保険者が支払うべき当該住宅改修に要した費用について、住宅改修費等として当該被保険者に対し支払われる額の限度において、当該被保険者に代わり支払を受けることができる。

2 前項の規定により住宅改修費等の支払があったときは、当該被保険者に対し住宅改修費等の支給があったものとみなす。

(支給決定)

第 15 条 市長は受領委任払いに係る住宅改修費等の支給申請があったときは、当該住宅改修費等に係る支給又は不支給の決定を行い、住宅改修等に係る支給の決定を行った場合においては、受領委任払支給決定通知書を当該受領委任払い取扱事業者に送付する。

(返還)

第 16 条 市長は、受領委任払い取扱事業者が偽りその他不正の手段により住宅改修費等を代理受領したときは、当該住宅改修費・福祉用具購入費等の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第17条 この要領に定めるもののほか、住宅改修費の受領委任払いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(登録等を行うために必要な準備)

2 市長は、この要領の施行日前においても、受領委任払い取扱事業者の登録等に関し必要な手続を行うことができる。

介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録届出書

年 月 日

(あて先) 富士市長

届出者 所 在 地

事業者名称

代表者氏名

(氏名を自書しない場合は、記名押印すること。)

介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者の登録を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

営業の形態	法人・個人		
事業所所在地	(〒 -)		
事業所名称	フリガナ Ⓜ		
代表者氏名	Ⓜ		
電話番号		FAX番号	

振込口座の登録							
金融機関		店舗名	種 別	口座番号			
銀行	農協	本店	1 普通 2 当座 3 その他				
信金	労金	支店					
信組	その他	出張所					
金融機関コード		店舗コード					
フリガナ						
口座名義人						

※振込口座名義人は事業所名称と同一、又は同一法人と判別できるものとしてください。

富士市における介護保険住宅改修費受領委任払いに関する確約書

年 月 日

(あて先) 富士市長

住 所

事業者名称

代表者氏名

(氏名を自書しない場合は、記名押印すること。)

富士市の行う介護保険における住宅改修費の支給に関して、事業者の登録及び受領委任払いの取り扱いの届出を行うにあたり、次の事項を遵守することを確約します。

記

(基本的事項)

- 1 平成11年厚生省告示第95号に定められた介護保険給付の適用となる住宅改修(以下「住宅改修」という。)の提供に関しては、関係法令及び富士市介護保険住宅改修費の支給に係る受領委任払い実施要領等を遵守すること。
- 2 被保険者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、被保険者の心身の状況・希望及びそのおかれている環境を踏まえた適切な援助・施工・調整等を行うこと。また、住宅改修を行うことにより被保険者の日常生活の便宜を図り、介護する者の負担の軽減を図るよう努めること。
- 3 住宅改修を行うにあたっては、富士市並びに居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、小規模多機能型居宅介護事業者、介護予防小規模多機能型居宅介護事業者及び複合型サービス事業者(以下「居宅介護支援事業者等」という。)並びに居宅介護サービス事業者、介護予防サービス事業者、地域密着型居宅介護サービス事業者及び地域密着型介護予防サービス事業者との連携に努めること。
- 4 被保険者の意思及び人権を尊重し、常に被保険者の立場に立ったサービスの提供に努めること。
- 5 正当な理由なく、住宅改修費の受領委任払いの利用を拒まないこと。

(受給資格の確認)

- 6 被保険者から、住宅改修の施工依頼及び住宅改修費の受領委任を受けるに当たっては、その者の提示する介護保険被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期間、支払い方法変更の記載の有無等を確認し、住宅改修費の受領委任払いが利用可能であるか確認すること。また、当該被保険者に過去の住宅改修等の給付実績を確認すること。

(介護支援専門員への連絡)

- 7 被保険者から住宅改修にかかる受領委任を受けたとき(以下「受領委任を受けたとき」という。)は、その者が居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成依頼を行っている居宅介護支援事業者等

に連絡し、その改修の施工及び住宅改修費受領委任払い支給申請に関する調整を図ること。

(事前申請のための書類の発行)

- 8 受領委任を受けたときは、その施工に係る費用について、「見積書」を作成し、被保険者に発行すること。見積書は、工事箇所ごと保険適用となる費用が明記されたものとする。また、被保険者に、住宅改修施工前の写真、図面、その他保険給付を受けるために必要な書類を交付し、住宅改修の事前申請に関する適切な援助を行うこと。

(利用者負担額の受領)

- 9 住宅改修費等については、保険給付分を除いた利用者負担額の支払を被保険者より受けるものとし、これを減免し、又は超過して費用を徴収しないこと。また、利用者負担額の支払を受けたときは、被保険者に対し利用者負担額分の領収書を発行すること。

(保険給付費の請求)

- 10 住宅改修費のうち受領委任払いにより保険給付される部分の金額については、介護保険（居宅介護・介護予防）住宅改修受領委任払い完了届（兼請求書）に、被保険者に発行した利用者負担額分の領収書、改修後の写真及び改修内容内訳書を添付したうえで富士市に請求すること。また、原則として、保険給付費の請求は、当月分に行った住宅改修に係る請求を取りまとめ、翌月までに行うこと。
なお、請求にあたっては、保険給付外の費用を請求しないこと。

(通知)

- 11 被保険者が、次の事項に該当する場合には、遅滞なくその旨を市に通知すること。
 - (1) 不正な行為により、保険給付を受け、又は受けようとしたとき。
 - (2) 正当な理由なく、当該住宅改修を行うにあたって必要な手続き等に関して協力しないとき。

(記録の整備)

- 12 住宅改修に関する記録を整備し、住宅改修の完了の日から2年間保存すること。

(指導、調査)

- 13 事業者が行った住宅改修について、市長が指導又は調査を行う必要があると認めた場合には、これに応じること。

(登録の取消し等)

- 14 この遵守事項に違反した場合、又は不正な手段により事業者登録を届け出た場合、市長が当該登録を取り消しすることについて、異議を唱えないこと。

(苦情処理等)

- 15 被保険者からの苦情又は相談があった場合においては、必要に応じて事実関係を確認するための訪問等を行い、被保険者の立場を考慮しながら、円滑かつ迅速に苦情処理を行なうこと。その他、当事業所において処理し得ない内容についても、行政窓口等関係機関との協力により適切な対応方法を検討し、対処すること。

(秘密保持)

- 16 事業所の職員は、業務上知り得た秘密を保持すること。

(その他)

- 17 届出事項に記載した事項に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出ること。

介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録通知書

第 号
年 月 日

様

富士市長

印

年 月 日付けで届出のありました介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者の登録について、次のとおり登録したので通知します。

事業所名称	
事業所所在地	
受領委任払い取扱 事業所登録番号
サービスの種類	
登録年月日	年 月 日

問い合わせ先

〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地
富士市役所 介護保険課
電話 0545-55-2766

第4号様式

介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録事項変更届出書

年 月 日

(あて先) 富士市長

届出者 所在地

事業者名称

代表者氏名

介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録届出書の記載事項について、次の事項を変更しましたので、届け出ます。

受領委任払い取扱事業者登録番号	
登録内容を変更した事業所		サービスの種類
		所在地
		名称
変更があった事項(該当項目番号に○)		変 更 の 内 容
1	届出者の所在地	(変更前)
2	届出者の名称	
3	届出者の代表者の氏名及び職名	
4	事業所の所在地	
5	事業所の名称	
6	電話番号	(変更後)
7	F A X 番号	
8	介護保険事業所番号	
9	振込先口座	
10	その他	
変 更 年 月 日		年 月 日

第5号様式

介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者廃止・休止・再開・辞退届出書

年 月 日

(あて先) 富士市長

届出者 所在地

事業者名称

代表者氏名

次のとおり登録に係る住宅改修等の事業の（廃止・休止・再開・辞退）をしましたので、届け出ます。

受領委任払い取扱事業者登録番号	
廃止・休止・再開・辞退した事業所	サービスの種類
	所在地
	名称
廃止・休止・再開・辞退の別	廃 止 ・ 休 止 ・ 再 開 ・ 辞 退
廃止・休止・再開・辞退した年月日	年 月 日
廃止・休止・再開・辞退した理由	
休止予定期間（休止の場合のみ）	年 月 日 ～ 年 月 日

介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録取消通知書

第 号
年 月 日

様

富士市長

印

介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者の登録について、次のとおり登録を取り消しますの
で通知します。

事業所名称	
事業所所在地	
受領委任払い取扱 事業所登録番号
サービスの種類	
取消年月日	年 月 日
取消理由	

問い合わせ先

〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地
富士市役所 介護保険課
電話 0545-55-2766

第7号様式

介護保険（居宅介護・介護予防）住宅改修費 受領委任払い 支給申請書（兼委任状）

年 月 日

（宛先） 富士市長

住 所
 被保険者 氏 名
 電話番号

次のとおり関係書類を添えて（居宅介護・介護予防）住宅改修費（受領委任払い）の支給を申請します。
 また、当該申請に基づく保険給付費の受領に関する権限を下記の者に委任します。

フリガナ			保険者番号	2 2 2 1 0 9	
被保険者氏名			被保険者番号		
生年月日	明・大・昭	年 月 日	性別	男 ・ 女	
住 所	〒 富士市		電話番号		
住宅の所有者	本人との関係（ ）				
改修の内容・箇所及び規模	着工予定日		平成	年	月 日
	完成予定日		平成	年	月 日
改 修 費 用	円				

※注意

- ・見積書（改修箇所ごとの明細がわかるもの）、改修前の写真（日付入り）、図面及び介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要と認められる理由書を添付して下さい。
- ・改修を行う住宅の所有者が当該被保険者又はその家族でない場合は、所有者の承諾書も併せて添付して下さい。

住宅改修費受領の委任を受ける者	住所	電話番号
	事業者名	
	代表者氏名	印

富士市記入欄

改修費用	対象費用	支給算定額	利用者負担額	要介護度	資格
円	円	円	円		

様

富士市長
小長井 義正

住宅改修費審査結果通知書

先に申請書の提出がありました（介護予防）住宅改修費については、下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号	
計画申請日		承認決定日	
着工予定日		改修対象見込金額	
施工業者		(※支給限度額/残額)	
審査結果		利用者負担額	

却下・減額の理由

ご本人様宛

- (1) 改修完了後、利用者負担額に書かれている金額を、施工業者にお支払ください。
- (2) 新規認定申請中に住宅改修をした方は、要介護または要支援認定がされてから完了届を提出してください。認定されない場合は、給付の対象となりません。
- (3) 施設退所及び退院予定で住宅改修申請をした方は、在宅後、完了届を提出してください。在宅にならない場合は、給付の対象となりません。

事業者様宛

- (1) 支給決定額は、改修完了後、請求に基づいて市が施工業者に支払います。
- (2) 請求は、完了届で行ってください。
- (3) 新規認定申請中に住宅改修をした方は、要介護または要支援認定がされてから完了届を提出してください。認定されない場合は、給付の対象となりません。
- (4) 退院(所)する前に施工した場合は、工事が完了しても在宅にならないければ給付対象となりません。在宅になったことを確認してから完了届を提出してください。

問い合わせ先
富士市永田町1丁目100番地
富士市 保健部 介護保険課 介護給付担当
電話番号 0545-55-2766

(000000000)

第9号様式

介護保険（居宅介護・介護予防）住宅改修 受領委任払い 完了届（兼請求書）

年 月 日

（宛先）富士市長

住 所

請求者 事業者名

代表者名



次のとおり住宅改修が完了したので、届出します。

整理番号	被保険者名	着工日	改修費用総額	請求額 (支給決定額)	※ 市記 入欄
		完成日			
			合 計		

（注）請求明細書、領収書及び改修後の日付入りの写真を添付してください。

介護保険（居宅介護・介護予防）住宅改修費を下記の口座に振り込んでください。

振込先金融機関	店舗名	種 別	口座番号
銀行 農協 信金 労金 信組 その他	本店 支店 出張所	1 普通 2 当座 3 その他
金融機関コード	店舗コード	
.....
フリガナ		
口座名義人		